

自然エネルギー:ミニ学習(73) 大きく動くFIT 制度の概要

文責 宮井

(一)ドイツの動き

今月の6月9日のNHK報道によるとドイツ政府は、再生可能エネルギーで発電した電力を電力会社が一定価格で買い取る「固定価格買取制度」(FIT)を「時代に合った制度に見直す必要がある」として、来年から廃止する方針を決めたとのこと。16年前に導入したドイツでは発電に占める再生可能エネルギーの割合が、約3分の1に達しており、「今後は市場価格に近い価格で買い取る」としています。また従来の施設については残りの期間、固定価格での買い取りを続けますが、市民などが運営する小規模の電力事業者が発電設備への影響が懸念されています。ドイツではFIT制度の歴史的使命を果たしたとも言えますが今後の動きを注視する必要があります。

(二)日本でのFIT法改正

2016年の5月25日に改正FIT法が成立し、2017年4月施行の予定で準備が進められています。多岐にわたりますが、その一部を政府資料で示します。

再エネ特措法 (FIT法) 改正の構成

～電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律案～

資料1

新設  
変更

目次	改正内容
第1章 総則 (目的・定義)	1 数年先の認定案件の買取価格 (第3条第2項) ➢ 複数年の買取価格の決定を可能とする。
第2章 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達等 第1節 (調達価格及び調達期間) 第2節 (入札の実施等) 第3節 (再生可能エネルギーの発電事業計画の認定等) 第4節 (電気事業者の義務等) 第5節 (電力・ガス取引監視等委員会)	2 価格目標の設定 (第3条第12項) ➢ 中長期的な買取価格の目標 (※) を設定し、これを勘案して買取価格を決定する。 (※「再生可能エネルギー源の効率的な利用を促進するため調達すべき再生可能エネルギー電気の価格の水準に関する目標」) 3 入札手続きの導入 (第4条～第8条) ➢ 入札による買取価格の決定が電気使用者の負担軽減に有効と認められる場合、経済産業大臣が入札対象となる発電設備区分等を指定、この際、調達価格等算定委員会の意見を聴取・尊重する。 ➢ 入札量や上限価格、保証金等を含む入札実施指針を策定。
第3章 電気事業者における費用負担の調整 第30条～第32条 (交付金) 第33条～第37条 (納付金等) 第38条～第40条 (賦課金等)	4 認定制度の見直し (第9条～第15条) ➢ 電力会社の系統への接続契約などを記載した再生可能エネルギー発電事業計画を申請させ、事業の円滑かつ確実な実施等を要件 (※) として経済産業大臣が認定する。 ※ 事業内容についての基準 (点検・保守、設備撤去の計画など) 等を定める。 ➢ 必要に応じて、経済産業大臣が指導・助言や改善命令、改善命令等に違反した場合に認定の取消しを可能とする。 ➢ 認定案件に関して、発電設備区分等の情報を公表する。
第4章 指定入札機関及び費用負担調整機関 第1節 (指定入札機関) 第2節 (費用負担調整機関)	5 送配電買取への移行 (第16条～第29条) ➢ 再生可能エネルギー電気を一般送配電事業者等が買い取る。 ➢ 卸電力取引所への供給を基本とした、小売電気事業者等への供給 (※) を行う。 ※ (1)卸電力取引所を通じた供給と、(2)約款に基づき取引所を経由しない小売への供給 (発電事業者と小売電気事業者等の間で合意が成立している場合を含む) の2類型。 ➢ 小売電気事業者等への供給に関して差別的な対応を禁止するとともに、電力取引監視等委員会の監督規定を整備。
第5章 調達価格等算定委員会	6 電気事業法等の一部改正 (電気事業法第23条及び第56条の3)
第6章 雑則	
第7章 罰則	

①要点は

- (1) 認定後未稼働の案件の発生防止策を講じる。(運転開始期限は、事業用太陽光では3年、住宅用太陽光で1年。期限を過ぎたら認定時の価格から買取価格を毎年一定割合(例:年5%)下落させるか、買取期間を短縮させる。住宅用太陽光は系統につなげない理由はなくすぐに運転開始ができるので、期限内に運開できない場合は、認定を失効させる)

- (2) 発電事業の実施可能性を確認した上で認定する新たな制度を創設。新制度では、電力会社と接続契約を締結していることが認定要件となる。（「空押し」の防止）
- (3) 平成29年4月1日以降、新たに買取契約を締結する場合、FIT電気は送配電事業者が買い取る。（電力の広域融通を円滑化させるため）
- (4) 買取価格は事業用では毎年決定し、大規模太陽光は入札を実施。住宅用太陽光は価格低減のスケジュールを示す。（「調達価格等決定委員会」が設置される。）
- (5) 太陽光以外（地熱・風力・中小水力・バイオマス）の「リードタイムの長い電源」事業の見通しが立てやすくなるよう、数年先の買取価格をあらかじめ示す

など多方面にわたっています。政府はパブリックコメントを実施するとしていますが、明確な問題点が二点指摘されています。

② ひとつは再エネ優先接続義務（現「FIT法」第5条）が全て削除されたことで再生エネを優先して接続する義務規定が「FIT法」から消えました。「電気事業法で、全ての電源に対して公平に接続請求に応じる義務が規定されている」という理由ですが電気事業法では、電源間の優先順位はありません。政府は、エネルギーミックスをふまえ、電源間でバランスの取れた導入を進めるとしています。エネルギーミックスは、原発の再稼働を前提としており、これでは再エネの普及は進みません。

③ふたつめは入札制の導入です。入札では大企業に有利です。市民・地域主体の再生エネ発電を落札できず、減少する懸念があり、大切な地域の主体性が失われる恐れがあります。すでに入札方式を導入したことがあるドイツやフランスでは、逆にコストが上昇し、入札制がコスト低減につながるとは一概に言えません。

### (三) 大切なことはエネルギーミックスを見直すこと

安倍政権は2015年7月16日に決めた原発を20~22%維持しながら再生エネを22~24%に留めるといった2030年目途のエネルギーミックスを見直すことです。再生可能エネルギーに関する国際ネットワークREN21の2016年年次報告によると2015年は化石燃料の価格が歴史的に低かったにもかかわらず、再生可能エネルギーが過去最大の伸びを示したとのことです。政府の補助金を見ても、化石燃料に対する約4ドルに対して、再生可能エネルギーへは約1ドルという不利な状況にもかかわらず世界各国で競って再生可能エネルギーの導入が進む理由として、この報告では「化石燃料に対して既にコスト競争力を持った」ことを挙げています。

一方、日本では太陽光発電協会によると2015年度（2016年3月期）の太陽電池モジュールの総出荷量は7956MW（7.956GW）で前年度比19%減と大きく減少しています。2014年度まで順調に拡大してきたソーラー市場は一転、縮小の新たな段階に入り、多くのメーカーが海外展開に活路を見出さざるを得ないのはこの原発維持の消極的エネルギーミックスにあります。

エネルギー問題は、この夏の参議院選挙の重要な争点でもあり、世界と個々の動きを正確に把握して、納得のゆく判断をしたいものです。

### (四) 参考

- ① [http://www.meti.go.jp/committee/sougouenergy/kihonseisaku/saisei\\_kanou/009\\_haifu.htm](http://www.meti.go.jp/committee/sougouenergy/kihonseisaku/saisei_kanou/009_haifu.htm)  
総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 再生可能エネルギー導入促進関連制度改革小委員会（第9回）
- ② <http://www.iseip.or.jp/library/9464>  
REN21「自然エネルギー世界白書2016」を日本語で紹介しています。